

見守りサービスの導入に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）、株式会社 otta（以下「乙」という。）及び株式会社チェンジホールディングス（以下「丙」という。）は、次のとおり、乙が提供する「otta 見守りサービス」（以下「本サービス」という。）の導入に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙との相互の連携及び協力の下、本サービスを導入することで、児童が安全に登下校し、児童及びその保護者が安心して生活することができる環境を整備することを目的とする。

（本サービスの内容等）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる本サービスの内容について連携し、協力して実施するものとする。

- 本サービスの内容は、別紙のとおりとする。
- 本サービスの実施場所は、岐阜市内とする。
- 本サービスの対象者は、岐阜市立の小学校、義務教育学校及び特別支援学校の児童（以下「対象児童」という。）並びにその保護者とする。
- 本サービスの実施期間は、協定締結日から3年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲、乙及び丙いずれかからも更新しない旨の申出がない場合には、同一条件をもって1年間更新するものとし、以後の期間満了についても、また同様とする。

（役割分担）

第3条 本サービスの導入に係る甲、乙及び丙の役割分担は次の各号に掲げるとおりとし、その細目は別に定める「見守りサービスの導入に関する協定書の運営細則」（以下「運営細則」という。）に則り、履行するものとする。

- 甲は、対象児童及びその保護者に対し、利用率向上に向けた周知を行う。また、乙及び丙が行う本サービスの導入に係る固定基地局端末の設置などの環境整備（以下「環境整備」という。）に協力する。
- 乙は、本サービスを提供する主体として、本サービスのシステムの提供、運営及び環境整備を行う。また、甲に対し、サービスの利用状況について少なくとも毎年度1回は報告する。
- 丙は、本サービスを乙と共同で運営し、関係各所への事業説明や住民説明、環境整備の支援を行う。

（費用負担）

第4条 前条で甲、乙及び丙の役割とされた事項にかかる諸費用については、甲、乙及び丙それぞれが負担する。

- 甲は、乙から申し出を受けて必要があると認められる場合には、固定基地局端末を乙及び丙からの提供を受けて、甲の公有財産（教育財産を含む。）に設置し、当該基地局端末の稼働に要する電気代を負担する。
- 前2項のほか、甲、乙及び丙以外の第三者との協議及び調整によって、環境整備にかかる費用の負担が必要となった場合については、甲、乙及び丙が協議し、決定する。
- 本サービスの実施期間中、乙及び丙は本サービスの利用を希望する対象児童及び保護者に対し、見守り端末を無償で配付する。ただし、配付する見守り端末は、対象児童1名につき1台を上限とする。
- 前項の規定により対象者に配付した端末は、配付後は当該対象者に無償で譲渡する。

（協定の変更）

第5条 甲、乙及び丙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、当事者間で協議の上、変更を行うものとする。

（情報交換）

第6条 甲、乙及び丙は、第2条第1号に規定する本サービスの内容を円滑に実施するため、定期的な情報交換の実施に努めるものとする。

（秘密保持）

第7条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく本サービスの導入にあたり、各相手方より知り得た秘密事項について、本サービスの実施期間中及び期間満了後を問わず、第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（中途解約）

第8条 甲、乙及び丙は、解約日の3か月前までに相手方に書面又は電磁的な方法で通知することにより、本協定を解除することができる。

（その他）

第9条 本協定に定めるもののほか、本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が誠意をもってその都度協議して定める。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名の上、各自1通を保有する。

令和7年10月3日

甲 岐阜県岐阜市司町40番地1
岐阜市
代表者 岐阜市長

柴橋正直

乙 福岡県福岡市中央区天神4丁目4番11号
株式会社 otta
代表取締役社長

山本文和

丙 東京都港区虎ノ門三丁目17番1号
株式会社チェンジホールディングス
上席執行役員

田中英優

(別紙)

本サービスの内容

1 本サービスの内容

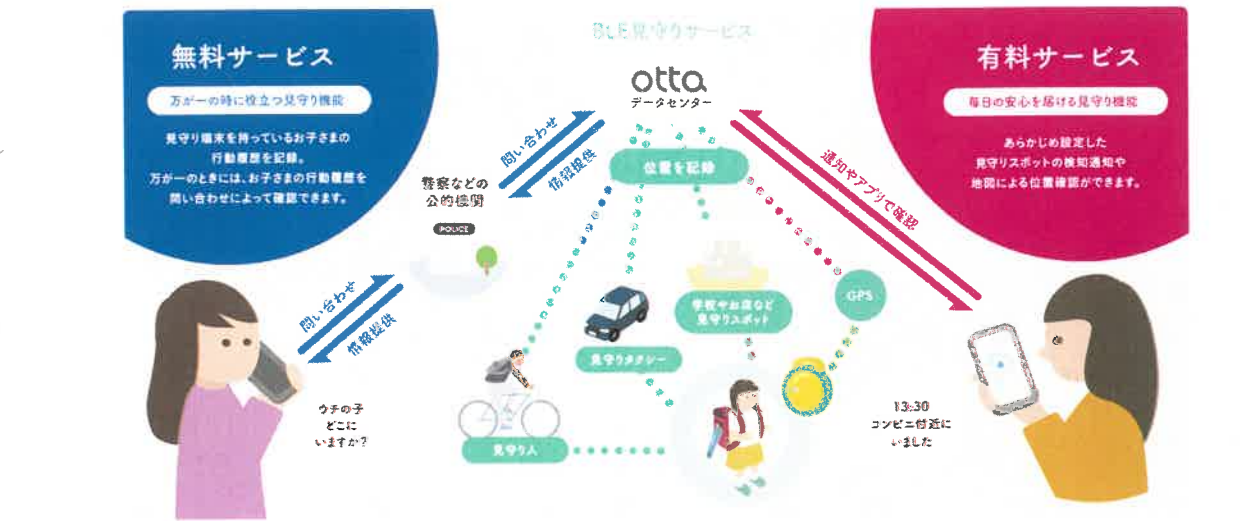
児童が見守り端末を携帯することで、見守りスポット（固定基地局）通過時や、スマートフォン等のスマートデバイスに専用のアプリケーションをインストールした見守り人や車等の移動基地局とのすれ違い時の位置を記録し、その位置情報の履歴を保護者が確認できるサービス。



2 本サービスの提供種類

本サービスは以下の2つのサービスを提供する。

- (1) 無料サービス（対象者すべての方が無料にて利用することが可能）
万が一の際に警察等の公的機関へ保護者が問い合わせを行うことで、記録された位置情報を確認することができるサービス。
- (2) 有料サービス（受益者負担で企業と契約）
記録された位置情報を保護者自身がスマートフォン等を利用して確認することができるサービス。
また、あらかじめ設定した見守りスポットの検知情報を通知することができるサービス。



3 本サービスで使用する機器

見守り端末（例）		見守りスポット固定基地局端末（例）	
重さ	約 8g	重さ	約 210g
電池寿命	約 6 年（電池内臓）	外形	幅 133mm×横 133mm×高さ 33mm （突起物含まず）
その他	専用ケース付属	設置方法	コンセント差し込み

